

監査手続の概要

1 監査の対象とする特定の事件(テーマ)

保健福祉部の高齢者政策及び身体障害者政策に関連する次の事業

(1) 県立特別養護老人ホームの管理運営について

明風園(県直営)、高風園・菱風園(群馬県社会福祉事業団に管理委託)

(2) 関連する次の出資団体の管理運営について

社会福祉法人群馬県社会福祉事業団、財団法人群馬県長寿社会づくり財団

2 監査対象期間

原則として平成14年度とし、必要に応じて過年度に遡及した。

3 テーマ選定の理由

(1) 県立特別養護老人ホーム(明風園・高風園・菱風園)

介護保険制度では、高齢者が自宅で自立して生活することを支援していくことを基本としながらも、施設サービスの質的・量的整備を進めていくことが求められており、現在の「群馬県高齢者保健福祉計画」においても、「保健福祉サービスの基盤整備と質的向上」を図ることを重点課題としている。

県立特別養護老人ホームは、県内の特別養護老人ホームの先駆けとして、昭和40年代始めから50年代前半にかけて、施設の規模としては大規模な120人の定員で、前橋・高崎・桐生の地に順次設立されたものである。民間業者に対するモデルケースとして、また、地域から信頼される施設として、低所得者・処遇困難者等の受入れなどに特色をもつとともに、県が直接運営する明風園では、県内唯一の県民に開かれた介護研修部門をもち、法律で義務づけられたグループホーム管理者等の研修を担うなどの役割を果たしている。

一方、社会福祉全般における基礎構造改革や規制緩和の流れの中で、県立特別養護老人ホームについてもそのあり方が議論されており、現在、本県では「群馬県立特別養護老人ホーム連絡会議」を設置し検討を行っている。

県直営である明風園、社会福祉事業団に業務委託されている高風園及び菱風園が適切かつ効率的な管理運営がなされているかどうかは県民の関心のあるところである。そこで、対象3園における各事業の財務状態を検討するとともに、事務執行の合規性、管理運営の経済性・効率性等について監査する意義があると判断した。

(2) 社会福祉法人群馬県社会福祉事業団

社会福祉法人群馬県社会福祉事業団(以下「事業団」という)は、県立の社会福祉関係施設を効率的に管理運営し、県と一体となって社会福祉事業の推進を図り、広く県民の福祉の向上と増進に寄与することを目的として設立された。

社会福祉施設の合理的、効果的な運営を考えると、施設の運営管理という現場的業務は、企画、指導、監督等を主とする一般行政とは性格がかなり異なるため、県が直接行うより県に代わって、しかも県と一体となる法人を設立し、これに運営を委託して行うことが、専門職の確保、対象者に対する処遇の向上、弾力的な事業運営が図られ、設置目的が、より合理的、効果的に達せられ、県民福祉の推進、向上に寄与し得る点が多いとの判断による。

県は、客観的に公益上必要であると認められる事業に対し補助金あるいは委託料等を支出しているが、対象団体においては適正かつ効率的な管理運営がなされているかどうか県民の関心のあるところである。事業団は、県立特別養護老人ホーム、身体障害者福祉施設等の管理運営を受託しており、その運営管理状況とともに事業団そのものの経営管理状況も検討することは意義があると判断した。

(3) 財団法人長寿社会づくり財団

県では「群馬県高齢者保健福祉計画」において「元気・活躍高齢者づくり」を重点課題としており、長寿社会づくり財団はその中核を担う機関として、できるだけ多くの高齢者が健康を維持するとともに、社会的な活動に積極的に参加できるよう、高齢者の社会参加・社会貢献の促進や、健康づくり、介護予防等の推進に向けた、先駆的・試行的施策を実施している。また、高齢者の雇用と能力活用を図るための中核機関として、シルバー人材センター事業の普及啓発や無料職業紹介やシニアワークプログラムなどを実施し、高齢者の雇用促進を図っている。

そこで、高齢者政策に関連する事業を担っている長寿社会づくり財団の財務状態を把握するとともに、事務執行の合规性、管理運営の経済性・効率性等について監査する意義があると判断した。

4 外部監査の要点

- (1) 県と各出資団体との補助金及び委託料に関する契約事務は適正に行われているか。
- (2) 入札及び随意契約事務は関係法令及び諸規程等に従い適切に実施されているか。
- (3) 物品、棚卸資産の管理は関係法令及び諸規程に準拠し適切に行われているか。
- (4) 会計事務は関係法令及び諸規程に準拠し適正に処理されているか。
- (5) 各施設及び出資団体の管理運営状況及び今後のあり方はどうか。

5 主な監査の手続

- (1) 県と各出資団体との契約事務については、契約書及び関係資料により検証した。
- (2) 入札等の契約事務については、随意契約及び入札による契約方法を有効に活用しているかどうか検討した。
- (3) 物品、棚卸資産等の管理状況については、現場視察、現品実査及び台帳等との照合、棚卸の実施状況の検討等を行った。

- (4) 会計事務執行手続については、担当者への質問及び関係法令、経理規程等及び関係書類との照合を実施した。
- (5) 資金収支の実態について分析検討した。
- (6) 特別養護老人ホームの管理運営については、民間との比較、人件費、施設のあり方等について検討した。
- (7) 出資団体の管理運営については、経営組織体制、人事制度、法人のあり方等について検討した。

関連する次の出資団体の管理運営について

< 2 > 財団法人 群馬県長寿社会づくり財団

第 1 監査対象の概要

1 財団法人群馬県長寿社会づくり財団について

財団法人群馬県長寿社会づくり財団（以下「長寿社会づくり財団」という。）は、「高齢者保健福祉推進十ヵ年戦略」において、全都道府県に「明るい長寿社会づくり推進機構」を設置することとされたことに伴い、本県においても平成 3 年に、高齢者の社会活動についての啓発、高齢者の自主的な社会参加、高齢者の生きがい及び健康づくりを推進することを目的として設置されたものである。

現「群馬県高齢者保健福祉計画」においては、「元気・活躍高齢者づくり」を重点課題としており、長寿社会づくり財団はその中核を担う機関として、できるだけ多くの高齢者が健康を維持するとともに、社会的な活動に積極的に参加できるよう、高齢者の社会参加・社会貢献の促進や、健康づくり、介護予防等の推進に向けた、先駆的・試行的施策を実施している。

また、平成 8 年にいわゆる「高齢者等雇用安定法」が改正され、知事は 2 以上のシルバー人材センターを会員とする公益法人を、シルバー人材センター連合として指定できることになったが、これを受けて、本県では新たに公益法人を創設することなく、既存の長寿社会づくり財団をその受け皿として指定し、高齢者雇用の促進に関する施策を推進している。

長寿社会づくり財団は、高齢者の雇用と能力活用を図るための中核機関として、シルバー人材センター事業の普及啓発や無料職業紹介やシニアワークプログラムなどを実施し、高齢者の雇用促進を図っている。

2 設置目的及び沿革

(1) 設置目的

長寿社会づくり財団は、生き生きと豊かに暮らせる明るい長寿社会の形成に寄与することを目的として、高齢者の社会活動についての啓発、高齢者の自主的な社会参加、高齢者の生きがい及び健康づくり、高齢者の雇用・就業及び能力活用を促進するための事業等を、群馬県・県内 70 市町村及び関係機関が一体となって推進していくための中核的組織として設置された団体である。

(2) 沿革

平成 3 年 4 月： 厚生省大臣官房老人保健福祉部長通知により、都道府県に対して、「明るい長寿社会づくり推進機構」の整備についての指導を受けて設立した。

平成 10 年 10 月： 「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づく「シルバー人材センター連合」の指定を受け、高齢者の就業の機会の増大と福祉の増進に努めるとともに、「シニアワークプログラム実施計画」に基づき、高齢者の雇用の推進に努める。

(3) 運営

基本財産は 150 百万円で、群馬県が 100 百万円、11 市が 30 百万円、59 町村が 20 百万円を出捐している。財団の運営は、基本財産運用収入と国、県からの補助金及び県からの委託事業費によっている。

3 事業の概要

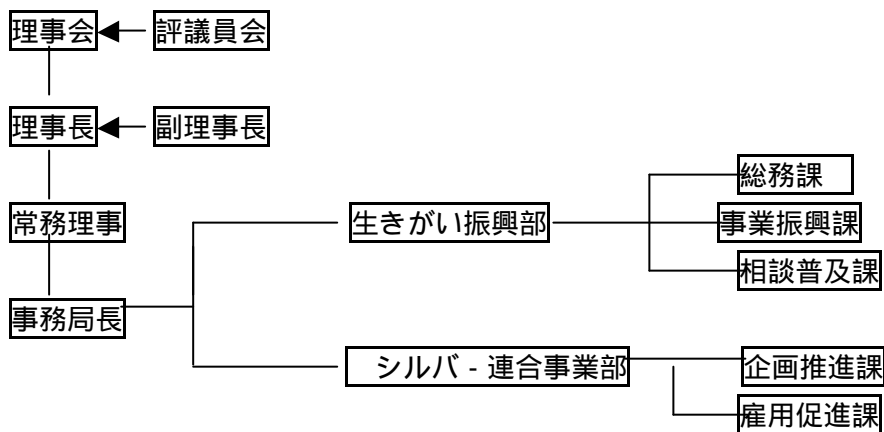
柱	事業名	事業項目
1 健康づくり	(1)群馬健康福祉祭	ぐんまときめきフェスティバル 長寿社会づくり主張コンクール シルバースポーツフェスティバル その他
	(2)全国健康福祉祭	全国健康福祉祭選手派遣 ときめきゴルフ大会
	(3)調査・研究	生きがいと健康づくり調査研究
2 生きがい	(1)社会参加	ぐんま新世紀塾 ニュースポーツ指導者養成 高齢者のためのパソコン・インターネット利用促進
	(2)仲間づくり	サラリーマン OB 支援 グループ支援 ときめき散歩の会 仲間づくり・地域活動推進リーダー養成事業
3 能力活用	(1)シルバー人材センター等支援	シルバー人材センター連合会の運営 普及啓発・就業開拓 交流研修・安全就業対策推進 シルバー人材センター独自事業促進 緊急高年齢者就労支援事業 その他
4 雇用	(1)雇用促進	シニアワークプログラム事業
	(2)職業紹介	高齢者無料職業紹介所運営
5 普及啓発	(1)普及啓発	ねたきりにならない県民運動推進大会 シルバー御意見番設置
	(2)情報提供	情報誌「ときめき群馬」の発行 財団情報提供事業
6 総合相談	(1)相談	高齢者総合相談

4 組織

(1) 人員構成

	一般	派遣職員	県 OB	職員	嘱託 OB	嘱託	計
理事長	1						1
副理事長	3						3
常務理事			1				1
事務局長		1					1
職員		2	3	6	2	6	19
計	4	3	4	6	2	6	25

(2) 組織図



5 財務の状況

(1) 資金収支年次推移 (3年間比較)

ア 収入

(単位:千円)

科目	平成12年度	平成13年度	平成14年度	H14-H13
基本財産収入				
基本財産利息収入	330	126	19	-107
投資有価証券運用利息収入			161	161
会費収入				0
会費収入	1,524	1,650	1,877	227
補助金等収入				0
国庫補助金収入	127,224	159,543	151,013	-8,530
県費補助金収入	64,146	102,461	119,524	17,063
事業受託収入	152,918	94,094	89,295	-4,799
民間助成金収入	504	3,007	2,993	-14
寄付金収入				0
寄付金収入				0
雑収入				0
雑収入	866	2,004	9,622	7,618
当期収入合計	347,512	362,885	374,504	11,619
前期繰越収支差額	5,743	4,668	5,077	409
収入合計	353,255	367,553	379,581	12,028

イ 支出の状況

(単位:千円)

科目	平成12年度	平成13年度	平成14年度	H14-H13
事業費				
生きがい振興事業費	30,350	31,617	33,697	2,080
高齢者総合相談センター運営事業費	7,062	6,663	6,731	68
ぐんま新世紀塾		4,747	4,136	-611
シルバー御意見番設置		689	307	-382
仲間づくり 地域活動推進要請事業		2,500	2,470	-30
ねたきりにならない県民運動推進事業運営		3,723	3,612	-111
シルバー人材センター連合事業費	130,459	162,529	156,818	-5,711
シニアワークプログラム事業費	46,082	45,620	56,117	10,497
シルバー-就業機会開発プロジェクト	32,091			
シルバー-人材センター活性化促進事業	1,500	3,000		-3,000
事業費計	247,544	261,088	263,888	2,800
管理費	101,042	101,384	108,287	6,903
固定資産取得支出			208	208
特定預金支出			1,822	1,822
予備費				
当期支出合計	348,586	362,472	374,205	11,733
当期収支差額	-1,074	408	298	
次期繰越収支差額	4,668	5,077	5,375	

(2) 正味財産増減計算書(平成14年度)

(平成14年4月1日～平成15年3月31日)

(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
増加の部		減少の部	
1 資産増加額		1 資産の減少額	
当期収支差額	298	車両・備品減価償却費	1,115
基本財産有価証券増加額	208	退職給与積立金取崩額	5,447
退職給与積立金増加額	3,227	車両・備品除却損	162
計	3,733	投資有価証券評価損	21
2 負債減少額		計	6,745
退職給与積立金取崩額	5,447	2 負債の増加	
計	5,447	退職給与引当金繰入	3,227
		計	3,227
増加額合計	9,180	減少額合計	9,972
		当期正味財産増加額	-792
		前期繰越正味財産額	157,987
		期末正味財産合計額	157,195

(3) 貸借対照表(平成14年度末)

平成15年3月31日現在		(単位:千円)	
資産の部	金額	負債・正味財産の部	金額
流動資産		負債の部	
現金預金	31,516	流動負債	
未収金	4,454	未払金	29,899
流動資産計	35,970	預り金	695
固定資産		流動負債計	30,594
基本財産		固定負債	
基本財産特定預金	20,000	退職給与引当金	24,226
投資有価証券	130,187	固定負債計	24,226
基本財産計	150,187	負債合計	54,820
その他の固定資産		正味財産の部	
車両・什器備品	960	正味財産	157,194
退職給与積立金	24,226	(うち基本金)	150,000
電話加入権	671	(うち当期正味財産増加額)	-792
その他の固定資産計	25,857	正味財産の部合計	157,194
資産の部合計	212,014	負債・正味財産合計	212,014

第2 監査結果

監査を実施した範囲内において、全体としてはその目的に従い適正に処理されていたが、留意すべき次の事項が認められた。

<指摘事項>

1 会計事務について

(財)群馬県長寿社会づくり財団の会計処理に関して、誤り及び手続の不足が検出されている。長寿社会づくり財団の会計処理に関して、担当者の複式簿記に対する不慣れや理解不足が原因となり、誤りが見受けられる。

会計処理について検出された問題点は以下のとおりである。

(1) 預り金の事務処理

(財)群馬県長寿社会づくり財団(以下「長寿社会づくり財団」という。)が実施している全国健康福祉祭選手派遣事業において参加者個人負担額を長寿社会づくり財団が参加者より徴収したうえで、長寿社会づくり財団が負担する事業を含めて委託費全額を委託業者に支払っているが、長寿社会づくり財団の会計帳簿に記録されているのは長寿社会づくり財団負担分のみで、参加者負担分の現金受払は帳簿外の処理となっている。長寿社会づくり財団が参加者から参加費用を現金で收受した以上、管理責任は長寿社会づくり財団にあるため、当該現金受払は長寿社会づくり財団の会計に記録されるべきである。また、当該問題に関連して検証したところ、長寿社会づくり財団は預り金をほとんど会計処理しておらず、結果として預金出納帳も適切に作成されていない。現金出納帳は作成されているが、預金出納帳も作成し、すべての出納を適時に捕捉し、定期的に出納担当者以外の者による実際在り高及び通帳との照合を実施すべきである。

(2) シルバー人材センター連合事業の記帳事務

長寿社会づくり財団は連合としてのシルバー人材センターの取りまとめ機能を果たしているが、会計関連機能の面では会費収入を1ヶ月分まとめて一度に記帳する等、特異な処理が行われている。現在、会費収入の帳簿への記入は月単位でまとめて記帳されていて、入金日に記帳されておらず、全額、末日に入金があったことになっている。入金日は摘要欄に記入している。これでは、日々の現預金残高の管理も不可能である。日々、記帳し、毎日残高管理すべきである。

(3) 高齢者総合相談センターにおける報酬に係る源泉所得税の控除

源泉所得税を徴収すべきケースにおいて、本来、報酬+日当+旅費の総額の10%を徴すべきところを、報酬部分のみから10%源泉している。総額の10%を源泉徴収すべきであ

る。

(4) ぐんま新世紀塾地域講座の受講者負担金の徴収方法

実際の講義を実施している各保健福祉事務所の推進員が、開講日に現金徴収して、長寿社会づくり財団の口座に振り込んでいるが、領収証も発行されておらず、集金が確実に行われ、完全に振り込まれたことの証憑がない状態である。受講日前の一定期日までの口座・郵便振込方式とし、受理後参加者証兼領収証を発行する等の方式に改めるべきである。

第3 意見

1 契約事務について

長寿社会づくり財団の契約事務を中心とする事務処理には、不完全な部分が多く改善を要する。

長寿社会づくり財団の事務処理において問題がある事例は以下のとおりであり、改善を要する。

(1) 高齢者総合相談センター相談員との契約

県の財務規則に準じ契約書は作成されていない。相談員に対しては、依頼や承諾書が団体を通して処理されているが、報酬金額等が明示されておらず、依頼業務の内容も明確ではない。依頼業務内容及び報酬金額が書類上残るようにすべきである。

(2) 県内のシルバー人材センターへの独自事業促進事業補助金

補助金の交付にあたって、事業計画書を提出させているものの、見積書等具体的な資料までは取り付けておらず、事業実施のために必要な金額のチェックが、申請段階では適正に行われていない。見積書等具体的な資料の取り付けを義務付けるべきである。

(3) シルバー人材センター連合会費収入運営経費の積算根拠

本県では「シルバー人材センター連合」の指定を長寿社会づくり財団が受けており、長寿社会づくり財団は県内傘下(すべてではない)のシルバー人材センターの取りまとめ機能を有している。一般に、シルバー人材センター連合の指定は、独自団体が単独事業として受ける例がほとんどであり、本県のようなケースは、他に埼玉県に見られるのみである。シルバー連合会費は、附則で決定しているが、現在の金額決定方法がどのように決定されたかは不明であり、これは各市町村センターからの収入も同じである。会費でカバーすべき金額について検討しておくことが必要である。また、会費価額の根拠が不明なので、会

費でカバーすべき原価範囲の決定と原価計算による検証が必要である。

(4) シルバー人材センター連合における契約事務

緊急高齢者就労支援事業費について、平成 15 年 3 月 31 日に委託費として 2,702 千円の支出がある。内容は新聞各紙への就業支援広告の掲載である。競争入札になじまないということで、随意契約になっており、掲載紙の選択経緯についての説明がない。その他の随意契約においても、なぜその業者が選択されたかの説明が不十分なケースが多い。契約については経緯の説明をより明確にすべきである。

(5) ぐんま新世紀塾事業委託契約書の契約期間

県知事と長寿社会づくり財団との「平成 14 年度生きがいと健康づくり事業委託契約書」の契約期間が平成 14 年 5 月 1 日から平成 15 年 3 月 31 日までとなっている。事業は平成 14 年 4 月から実施されているので、契約期間がずれている。4 月 1 日～30 日までの間、空白が生じている。事務処理の迅速化が必要である。また、事業委託契約書の契約内容についても、実施項目(形態)は明確なものの、機能(企画、実施、整理等)が明確になっていない。県との役割分担が不明確なので契約書上で役割分担をより明確にすべきである。

(6) シニアワークプログラム協力金支出の誤送金

当該協力金は二つの団体に対して 262 千円と 315 千円が支払われるべきところを、合計額 525 千円が、そのうちの 1 つの団体に間違えて送金されていた。(現時点では、訂正済み。)これは会計伝票、請求書、振込み依頼書相互間のチェックおよび起票者・管理者間のチェックが不十分であることを示唆しており、入金時の事務処理を、基本どおり実施すべきである。

2 事業の再委託契約について

財団法人群馬県スポーツ振興事業団に対する事業委託契約のあり方は改善を要する。

長寿社会づくり財団では、県から受託したシルバースポーツフェスティバル競技運営を 2,986 千円(当該事業費の 85%)で財団法人群馬県スポーツ振興事業団に再委託する契約を結んでいるが、当該契約においては当初より委託先が決定されているため、形式的には検討をせずに随意契約を結んだ形となっている。また、当該委託契約に関して、フェスティバルの開催が 11 月 13 日であるにも関わらず、委託料全額が 6 月 17 日に前金払(仮払処理)され、長寿社会づくり財団が委託した業務の検査を行い事業費として処理したのは 3 月 24 日である。

精算書により資金の用途を確認すると、大会開催前に資金が必要であったと判断できる支払はわずかであり、そのほとんどは大会開催日、もしくは開催後に支払が行われていると推

定できる。このような状況において、5ヶ月近くも前に全額を前金払する合理的な理由はない。また、検査完了までに大会開催後4ヶ月以上要している点についても合理的な理由はない。前金払は必要性を考慮して行われるべきであるし、精算並びに完了検査は適時に行わなければならないことが原則である。

3 人件費補助のあり方について

群馬県と長寿社会づくり財団の事業委託契約及び補助金のあり方は抜本的に見直されるべきである。

県は長寿社会づくり財団の人件費及び通常経費等のほぼ総額にあたる106百万円を補助金として交付したうえで、生きがい振興事業等の事業実施を長寿社会づくり財団に委託している。長寿社会づくり財団が県から受託している事業及び受託額は次の通りである。

(単位：千円)

(区分)	(摘要)	(金額)
補助金	長寿社会づくり財団県費補助	106,824
	シルバー人材センター連合運営費補助	12,000
	独自事業促進補助	700
	(補助金計)	119,524
受託料	生きがい振興事業受託収入	3,301
	高齢者総合相談センター運営事業受託収入	6,731
	ねたきりにならない県民運動推進事業受託収入	3,612
	(受託料計)	13,644

長寿社会づくり財団に対する県の事業委託は支出額を支弁する方式(支出されなかった金額は返還される)で行われるため、本来の意味における事業委託となっていない。委託費は委託した事業の支出の支弁を目的とするものではなく、委託した事業を実施した結果または効果に対する対価である。支出額を支弁する方式での事業委託は、長寿社会づくり財団の自立かつ効率的事業実施を損なう危険性がある。また、委託する側の県にとっても、本来の責務である委託した事業を実施した結果の評価、効果の測定が曖昧なものとなる危険性がある。

委託費は契約において委託した事業が委託した内容に応じて実施されている限り、返還すべき性質のものではない。よって、原則に立ち帰り、受託者である財団は受託した事業を忠実に実施し、委託者である県は実施した事業の結果を評価し検収する手続を実施すべきである。

委託契約が支出額支弁方式となる要因は、人件費及び財団維持に係る一般経費ほぼ全額が県からの補助金によって賄われているため、委託契約中に人件費及び一般管理費が含まれて

おらず、事業費支出だけの委託契約となっていることにある。一般的に、事業の委託とは事業の実施の請負であり、事業の実施に必要な経費は人件費、一般管理費を含め委託契約に含まれるのが当然であり、県と長寿社会づくり財団の委託契約は特異なものとなっている。

この委託契約の形態は、長寿社会づくり財団の決算にも影響しており、長寿社会づくり財団の決算における事業費には臨時雇用等の例外を除き人件費が計上されておらず、人件費はすべて管理費として決算されている。日本公認会計士協会による『公益法人会計実務 Q&A』においても、管理費とは「 総会、理事会の開催運営費、 管理部門に係る役職員の人件費、 管理部門に係る事務所の賃借料や光熱費」等の法人の運営に係る基礎的な維持管理のための費用とされており、直接事業の実施に関与している職員の人件費は事業費に含めるべきであると考えられる。事業の実施に係る人件費は従事した日数等に応じて、各事業費に配賦されるべきである。

各事業の所管官庁よりの事務連絡等により計上科目が指定されている等の事情もあるが、長寿社会づくり財団のように複数の事業を含む法人においては、所管官庁の指示はあくまでも所管事業の報告書等に適用されるべきであって、法人全体の決算処理を規制するものではないと考えるのが妥当である。

事業費に人件費が含まれていないことは、長寿社会づくり財団が事業実施の総コストを把握することができないということであり、効率的な事業実施を行うにあたっての弊害は非常に大きいと考えられる。人件費及び一般管理費がすべて県の補助金で支弁され、事業費も支出した額をすべて県からの委託費で支弁できる状況では、自立的で効率的な事業実施を求めることは困難である。

県と長寿社会づくり財団の委託契約は一般的な委託契約と同様、事業実施の請負として、直接人件費及び一般管理費を含む形態にすべきである。そのうえで、長寿社会づくり財団に事業を委託することが効率的であるかどうかについて判断を行う必要がある。

また、長寿社会づくり財団の実施する自主事業に有効性が認められるのであれば、その自主事業の事業費に対して補助金を交付する等の措置を講ずるべきである。人件費・一般管理費をすべて支弁するような形態の補助金の支出は、受託事業を実施している法人に対してはなじまないものである。

4 組織について

長寿社会づくり財団は行う事業に適合した効率的な組織体制をとるべきである。

長寿社会づくり財団は、由来の異なる 2 つの事業、生きがい振興事業とシルバー連合事業を一つの法人で実施しており、大きく分けて 2 つの事業部を有している。長寿社会づくり財団全体の管理業務を行うべき総務課は、長寿社会づくり財団発足当初より行っている生きが

い振興事業部の中にあり、後に追加された事業であるシルバー連合事業の経理業務の大部分はシルバー連合事業部内の各課で行われており、総務課は総勘定元帳の維持等を行っているのみである。一つの法人で複数の事業を行い、いたずらに外郭団体を増加させない趣旨は大いに評価できるが、管理業務等の共通化・標準化ができない限り、メリットが完全に生かされていまいとわづらざるを得ない。総務課を各事業部から独立させて、各事業部で行うべき業務と、長寿社会づくり財団本部として総務課が行うべき業務を分離し、効率化を図るべきである。この場合、総務課の経費は、実績に応じて各事業へ配分する等の処理を行い、実施している各事業に係るコストが間接費を含めて、正確に把握できる体制も同時に構築すべきである。

また、厚生労働省の委託事業であるシニアワークプログラム事業にも間接的に関与している総務課職員の人件費がすべて県の補助金により支弁されている、厚生労働省の委託事業費により人件費が支弁されているはずの職員が実際には他の事業の実施に従事している等の組織上の矛盾点が散見される。これらの矛盾は、2つの組織を単純に結合しただけの財団組織体制に起因するものであるが、今後は組織統合のメリットを活かした組織体制・組織運営を検討する必要がある。

5 基本財産について

長寿社会づくり財団の基本財産は有効に利用されておらず、出捐金のあり方を再検討すべきである。

長寿社会づくり財団は、形式的には財団法人組織となっている。その基本財産は群馬県及び県内市町村の出捐による150百万円で、国債により運用されているが、運用収入は年間18万円程度とごくわずかであり、事業費を賄うには程遠い状況である。また、設立時から基本財産の運用で事業費を賄う意図があったとも考えられない。

長寿社会づくり財団の実施事業の性格及び収支構造（事業費及び管理費すべてが補助金もしくは委託費で支弁される）を勘案しても、財団法人形態を採用し、基本財産を確保しなければならない積極的な理由は見当たらない。これは組織形態の問題だけではなく、県及び市町村が出捐した150百万円が国債を購入する資金となっただけであり、事業には生かされておらず、県費を支出した効果がほとんど認められない状況となっていることが最大の問題である。長寿社会づくり財団では基本財産は、長寿社会づくり財団の信用を担保するものであるとしているが、実際には資金調達の実効性は今後も発生するとは考えられず、地方公共団体の100%出資法人に信用力がないとも考えられない。事実、現在の収支構造を考えると、基本財産がなくとも長寿社会づくり財団の運営には全く影響はないと考えられる。

長寿社会づくり財団に限らず、県の外郭団体の多くは、最近の低金利の影響もあって、現在は出捐金が有効に活用されていない状況にある。このような状況を踏まえ、外郭団体における出捐金のあり方を再検討する必要がある。